コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015年7月9日

アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役社長　小森 伸昭
問合せ先：経営企画部 IR担当(03-5348-3911)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、アニコムグループの経営理念及び経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たすことにより、その社会的使命を全うするとともに、グループ全体の企業価値の更なる向上を目指します。これらを着実に実現するために「グループコーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、健全なグループコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則１－４　政策保有に関する方針

当社の子会社であるアニコム損害保険株式会社が保有する株式の一部に政策保有目的がございますが、主にペットショップ代理店展開を加速・拡大することを目的として保有をしております。また、これら政策保有株式については毎年、保有を継続する経済合理性があるかどうかの検証を行います。

原則１－７　関連当事者間の取引

当社は、当社およびグループ会社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視します。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

原則３－１　情報開示の充実

当社の目指す方向性等については、「アニコムグループ経営理念」「アニコムグループ経営方針」及び「中期経営計画」をホームページ上に公表しております。また、コード原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考えは「1.基本的な考え方」に記載のとおりでございます。

取締役会における役員報酬の決定については、株主総会にて承認を得た限度額内で代表取締役に一任しております。

取締役候補者の選任理由に関しては、株主総会にて取締役選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に掲載しております。株主総会の招集ご通知は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.anicom.co.jp/ir/stock_information.html#ttl4)

補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」、「職務責任権限規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定についてはグループの経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や職務責任権限規程等の社内規程において明確に定めております。また、本報告書 2.2-1（1）をご参照ください。.

原則４－８　独立社外取締役の有効な活用
当社は、業務の執行に携わる社内取締役 3 名の他、社外取締役 2 名を選任しており、現時点で 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任しています。また、社外取締役については、当社グループ経営の発展に寄与する知識・経験等を有するなど当社の社外取締役として十分な資質を備えた人材を選任しており、当社グループの経営戦略を遂行する上で、有意義な助言を多数いただいております。

原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質
当社は金融取引所が定める要件及び基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。独立役員に関する事項は、本報告書の 2.1 機関構成・組織運営等に関する事項「独立役員関係」に記載しております。
当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者を選定しています。

補充原則４－１１－１　取締役会全体としてのバランス、多様性についての考え方
取締役会の全体としての知見・経験・能力のバランス、多様性に配慮して選任いたしております。また、基本的な考え方については「コーポレートガバナンス基本方針」にて定めており、本報告書の 2.2 及び 2.3 にも記載しておりますのでご参照ください。
(http://www.anicom.co.jp/csr/governance.html)

補充原則４－１１－２　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況
各役員の兼務状況については、毎年「招集ご通知」にて記載をしております。株主総会の招集ご通知は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.anicom.co.jp/ir/stock_information.html#ttl4)

補充原則４－１１－３　取締役会の自己評価

当社取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を選任するほか、様々な分野で広い知見や経験を持つ社外取締役を選任しています。また監査役会については財務・会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹の知見など、全体のバランスを考慮し選任しています。以上のような構成のもと、取締役会が十分に機能し、実効性を実現しているものと評価しています。今後も継続的に実効性の向上を図ってまいります。

補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、関連情報の提供などを行うほか、当社グループの事業内容を理解する機会を継続的に提供しています。このほか、取締役・監査役に対し、第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。

原則５－１　株主との対話方針
株主からの対話の申込みに対しては合理的な範囲で前向きに対応しており、積極的かつ建設的な対話を行っております。当社 IR 体制については、「ディスクロージャー基本方針」に開示をしているほか、本報告書の 3.2「ＩＲに関する活動状況」にも記載しております。
(http://www.anicom.co.jp/ir/disclo_policy.html)

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,332,800	13.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,295,200	7.25
KOMORI アセットマネジメント株式会社	1,220,000	6.83
ソニー損害保険株式会社	1,200,000	6.72
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,012,200	5.67
ＣＢＣ株式会社	666,400	3.73
小森伸昭	503,400	2.82
吉岡裕之	380,000	2.12
ジェーピーモルガンチェースバンク 380646	294,500	1.65
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	281,000	1.57

支配株主名	-

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

補足説明

-

３．企業属性

上場市場区分	東京　第一部
決算期	３月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	６名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林英三	他の会社の出身者											
川西良治	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林英三	○	-	日本証券金融株式会社の代表取締役として直接会社経営に関与されている経験や、日本銀行の局長及び理事を歴任された経験により培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に有用であるため、社外取締役として選任しております。

			また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります。
川西良治	○	-	株式会社リックコーポレーションの代表取締役として直接会社経営に関与されていることにより培われた企業経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に有用であるため、社外取締役として選任しております。 また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名
監査役の人数	４名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、会計監査人から四半期ごとに会計監査の概要及び結果の報告を受けているほか、適宜、意見及び情報の交換をおこなっております。また、監査役と内部監

査部門の連携につきましては、毎月意見交換会を開催しているほか、適宜、情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	４名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	４名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
猪俣 吉彦	他の会社の出身者													
岩本 康一郎	弁護士													
須田 邦之	他の会社の出身者													
岡部 紳一	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
猪俣 吉彦	○	-	損害保険業に関する幅広い知識を有し、且つ当社グループの事業内容にも

			精通しており、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため、選任しております。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります。
岩本 康一郎	○	-	弁護士としての法的な専門知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため、選任しております。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります。
須田 邦之	○	-	東京海上日動火災保険株式会社における 30 余年の勤務で培われた長年の経験および財務・会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、「会社との関

			係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります。
岡部 紳一	○	-	損害保険業に関する幅広い知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため選任しております。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適任であります

【独立役員関係】

独立役員の人数	６名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社子会社の取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、

	子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値及び株主価値向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員及び取引先に対して、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬は 54 百万円であり、このうち社外取締役に対する報酬は 6 百万円であります。
取締役のうち 2 名はアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しており、当該 2 名の取締役に対しては上記報酬とは別に当該子会社から合計 105 百万円の報酬が支払われております。
なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及びその他の職務遂行の対価 10 百万円を含んでおりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

-

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては経営企画部が、社外監査役のサポートについては監査役会事務局が担当し、必要な連絡等を行っており、取締役会、監査役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のサポートを行っております。
その他、社外取締役、社外監査役から問い合わせ等があった場合には、経営企画部と監査役会事務局が連携し、迅速に対応する体制となっております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

１．体制の概要
当社グループでは、グループコーポレート・ガバナンス基本方針に基づき、子会社統治の体制を含めたグループ全体のガバナンス体制を構築しております（本報告書 5.2「その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項」の参考情報：模式図を参照）。
また、主要な会議体は以下のとおりであります。
（1）取締役会
当社取締役会は、取締役６名（うち２名は社外取締役）で構成され、グループの信頼の維持・向上を重視して、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するな

どの機能を有しており、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めております。また、当社グループの中核企業であるアニコム損害保険株式会社においては執行役員制度を採用しており、各執行役員は取締役会にて決定された執行担当業務を遂行しております。

当社は、グループ会社４社の持株会社であることから、契約締結のうえ、「グループ会社経営管理基本方針」に基づき、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会において審議し、必要に応じて報告を求め、当該内容を監督する体制をとっております。

（2）監査役会

当社の監査役会は、監査役４名全員が社外監査役で構成され、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。

各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び資産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しております。

（3）内部監査部門

当社の内部監査につきましては、内部監査室に内部監査担当者を２名配置しております。なお、子会社であるアニコム損害保険株式会社の内部監査室に専属の内部監査担当者を３名配置しております。

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行い、当社及びグループ各社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めています。

当社の内部監査室は、グループ内部監査基本方針に基づき、当社及びアニコム パフェ株式会社、アニコム フロンティア株式会社、アニコム先進医療研究所株式会社の業務に対する内部監査を実施するとともに、アニコム損害保険株式会社の内部監査室が実施する内部監査の状況・報告等のモニタリングを通じて、グループ各社の内部管理体制の状況を常時把握し、定期的に当社代表取締役社長及び当社取締役会に報告を行っています。また、内部監査室は、監査役、会計監査人とも、それぞれ独立した監査を実施しながらも十分な相互連携を図っております。

２．社外取締役の役割・機能

当社は、経営監督機能の強化を目的として、社外取締役２名を選任しており、当社グループの慣例や組織文化・風土等に影響を受けることなく独立・公正な立場からの意見、牽制機能の発揮、助言を行うことを役割としております。また、２名とも独立役員として指定しております。

３．監査役の監査機能強化に向けた取組状況

当社の監査役４名全員が社外監査役であり、そのすべてを独立役員として指定しております。

各監査役は、監査役会が決議した監査役会規則、監査役監査基準、監査計画等に基づき、取締役会や経営会議、各種委員会等の重要会議への出席、会計監査人との定期的な意見交換、監査講評への参加等を行うことにより、取締役の職務執行の監視を行っております。

さらに監査役会では、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境

整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要とされる要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるように努めております。
また、監査役と内部監査部門との連携強化を図るべく、内部監査計画、監査結果の報告等の共有を図ることを目的とした会合を定期的に開催するなど、監査役の機能強化に向けた取り組みを実施しております。

４．会計監査の状況

当社の平成 27 年３月期の会計監査業務を執行した公認会計士は小澤裕治及び石井広幸であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。
同期会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 12 名、その他 18 名であります。継続監査年数につきましては７年を超えておりません。

５．報酬の決定

取締役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬の限度内で、業務執行の状況、貢献度等を基準として、取締役会にて決定しております。
監査役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬の限度内で、監査役会にて決定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役による外部視点での経営監督機能の発揮、および社外監査役による公正・独立の立場での経営監視機能の発揮により、実効性の高いガバナンス体制が構築できるものと判断し、現在の体制を採用しております。
なお、その体制下において、金融行政及び企業経営に精通した人材を１名、ペット業界における実務及び企業経営に精通した人材１名をそれぞれ社外取締役として選任しております。また、社外監査役として、損害保険業・リスク管理・企業財務に精通した３名のほか、弁護士１名を選任しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な検討時間を確保できるよう、招集ご通知の早期発送に努めております。第 15 回定時株主総会につきましては、６月８日に招集ご通知を発送いたしました。また、当内容については、株主の皆様に少しでも早くその内容をご覧いただけるるよう、発送日と同日に TDnet 及び当社ホームページにて公表しております。
集中日を回避した	当社は、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会の集中日で

株主総会の設定	の開催を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の議決権行使は株主総会へ直接出席にて行使をされるか、書面による議決権行使を採用しており、概ねの株主が行使をされているものの、今後より一層の行使環境向上に向けて電磁的方法の導入を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記同様、現在の行使状況から導入しておらず、今後導入を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社の海外投資家比率は低いことから現状は招集通知の英訳は行っていないものの、今後の課題と認識しており検討している状況でございます。
その他	株主総会において事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家・取引先・地域社会をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様に、当社グループの現状や今後の事業展開等を正確かつ迅速にご理解いただけるように、オープン・マネジメントの経営方針および「ディスクロージャー基本方針」に基づき、公正かつ適時・適切な情報開示に努めており、その旨を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015 年 3 月期においては、2015 年 3 月に開催された「東証 IR フェスタ 2015」に出展いたしました。今後も個人投資家への認知度を高めるべく、積極的に説明会の開催を行ってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年２回、第２四半期及び通期の決算発表後に決算説明会を開催しております	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	-	なし
IR 資料をホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を当社ホームページの IR 情報に掲載しております。	

	（http://www.anicom.co.jp/ir/）
IR に関する部署(担当者)の設置	当社経営企画部が主管しております。
その他	-

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については「グループ経営方針」に明記しており、当社はステークホルダーの皆様の声が、法人のすみずみまで届くよう努力し、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せると実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	どうぶつとの暮らしを通じて、命あるものがお互いに理解し、ともに力を合わせることで、社会的な課題の解決や、ステークホルダーに提供する価値の向上を具現化し、そしてグループ全体の持続的成長を図ることにより、社会への貢献を目指しております。 また、当社グループの経営理念、経営方針の実践こそが CSR であると認識しており、次の活動を行っております。 ・迷子を減らす取り組みとして、WEB 上での迷子捜索サポートマップでの呼びかけやお客様へのメール配信等により捜索のお手伝いをしております。 ・ペット保険を中核事業とするアニコムグループならではのデータを分析した「家庭どうぶつ白書」を発刊するなど、ペットとより健康に楽しく暮らすための情報を提供しております。 ・涙を減らす保険会社としての取り組みとして、「STOP プロジェクト」を行っており、「STOP 誤飲」「STOP 熱中症」などの予防情報の提供を行っております。 ・どうぶつの殺処分を減らすため自治体や NPO 法人などと協力し、街頭活動やどうぶつの譲渡会などを開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グループ経営方針」に掲げる「オープン・マネジネント」の精神に基づき、当社のディスクロージャー（情報開示）に係る基本方針を定めており、その目的は以下のとおりでございます。 （１）積極的かつ効果的な情報開示及び説明責任を果たし、ステークホルダーとの信頼関係を構築する。 （２）情報開示における適時性と公平性を図り、当社の企業価値を正しく反映した適正な株価の形成、社会的評価の形成を図る。 （３）ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを通じ、ステークホルダーの声を経営にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

その他	当社の取締役について、社外取締役を除く４名のうち１名は女性であり、常務取締役としております。 また、主要子会社であるアニコム損害保険株式会社においても同人を専務取締役としているとともに、執行役員および部長に女性を５人配しており、積極的に要職への女性登用を進めております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める株式会社並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、経営管理の強化及び質の向上を図ることを目的として、「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議し、本方針に従って、内部統制システムを適切に構築・運用しております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

（１）当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員と言う）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

（２）当社は、グループの法令等遵守の徹底を図るため、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループコンプライアンス・マニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢をグループの全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。

a.当社は、定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において「グループコンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。また、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。

b.当社は、グループの役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、グループ社内外のホットライン（内部通報制度）を整備する。また、ホットラインを利用して相談等を行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処遇上の不利な取扱いなど、一切の不利益な取扱いを行わないこととする。

（３）当社は、「グループ顧客保護等管理方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。

（４）当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。

（５）当社は、「グループ反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断する姿勢を明確にするとともに、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。

（６）当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、「グループ内部監査基本方針」を定め、当社及びグループ各社における内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。

２．取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報をはじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（１）当社は、グループの事業運営上のリスク管理について、「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統合的リスク管理基本方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
a.リスク管理の統括部署を設置する。
b.定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
c.リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。

（２）当社は、「グループ危機管理方針」を定め、平時より危機管理に係る予防措置を講じるとともに、緊急事態に際してグループ各社が被る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（１）取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。

（２）取締役会は、グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。

（３）取締役（ただし、社外取締役を除く）による経営会議を設置し、グループ経営に係る意思決定に関する協議の充実と業務執行の効率化を図るほか、グループ各社の取締役（ただし、社外取締役を

除く）及び執行役員から業務報告を求める。

５．財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「グループ内部統制基本方針」に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

６．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（１）当社は、直接出資するグループ子会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき経営管理を行う。

（２）当社は、グループ子会社に対して、当社が策定するグループの基本方針等の遵守を求めるとともに、グループ子会社の特定事項について、当社の承認事項又は報告事項とするなど、経営管理体制を整備する。

（３）当社は、グループ全体の経営管理・業務の適正性確保及びグループ内取引・業務提携の管理に関する「グループ会社経営管理基本方針」を定め、同基本方針に基づきグループ子会社の経営管理を実施する。

７．監査役監査に関する体制
（１）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の監査業務を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。

（２）補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。

（３）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
a.取締役会等において、取締役からの業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
b.監査役は、内部監査結果及びコンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、

内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。

（４）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.子会社を含む、各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。

b.監査役は、子会社監査役に対して子会社に関する重要事項の報告を求めるなど、子会社監査役との連携を密にし、効率的な監査を行う。

c.監査役の職務の執行に係る費用については、必要でないと認められる場合を除き、請求を受けた際には速やかに処理を行う。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題として認識しており、当社グループは、断固かつ毅然とした態度で関係を遮断し、不当要求を拒絶するべく、以下のとおり「グループ反社会的勢力対応の基本方針」を策定しております。

（目的）

第１条

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、企業にとって反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られるため、反社会的勢力に対する断固たる対応が必要である。よって当社グループは、反社会的勢力に対しては断固たる毅然とした対応をとるものとする。

（反社会的勢力の考え方および定義）

第２条

反社会的勢力は、以下のとおり「反社会的勢力」と「反市場的勢力」とに分類されるが、当社グループの対応としては、反市場的勢力を反社会的勢力の一部と位置付け、同様の対応を実施するものとする。

（１）反社会的勢力

暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を「反社会的勢力」という。また、上記の属性要件と共に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件からも反社会的勢力と判断する。

（２）反市場的勢力過去に株式売買等で事件をおこしたり、株式市場を荒らした投資家（個人・法人）を「反市場的勢力」という。

（政府の指針）

第３条

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（2007 年 6 月）の中で、基本原則として以下の５点がとりまとめられており、当社グループにおいても遵守する方針とする。

（１）組織としての対応

（２）外部専門機関との連携

（３）取引を含めた一切の関係遮断

（４）有事における民事と刑事の法的対応

（５）裏取引や資金提供の禁止

（内部統制システム構築の考え方）

第４条

反社会的勢力の侵入は、不透明化、巧妙化しており、企業への侵入経路としては以下の形態が考えられ、これらについて「侵入予防」と「認知・判断・排除」の２つの内部統制システムを構築するものとする。

（１）取引先（新規・既存）としての侵入

（２）違法な不当要求等による直接的な侵入

（３）自社の株主、役職員としての侵入

（本方針の位置付け）

第５条

上記の政府指針及び保険会社向けの総合的な監督指針に則り、反社会的勢力排除に係る内部統制構築を強化するために、本方針を作成するものである。また、上記内部統制システム構築の考え方に基づく、以下３点の具体的な対応要領については、別に定める「反社会的勢力対応マニュアル」によるものとする。

（１）反社会的勢力に関する情報の報告要領

（２）疑わしい情報の調査要領

（３）調査結果に基づく対応基準

（組織・体制）

第６条

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス・リスク管理部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。しかし、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は人事管理部とし、コンプライアンス・リスク管理部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス・リスク管理部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。

（１）平時の体制

通常の業務の中で、反社会的勢力との関係を認知した場合は、グループ各社の所属部門のコンプラ

イアンス・キーパーソン（部門長・支店長）経由、コンプライアンス・リスク管理部長への速やかな報告を義務付けるものとする。

（２）緊急時の体制

警察、マスコミ及びインターネット等を通じて、反社会的勢力との関係が社会的に公となった場合は、風評リスク等の連鎖的な拡大が懸念されるため、対策本部の設置等、危機管理方針に基づく緊急時の体制とする。

（対応方針）

第７条

相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを実施する。

（１）反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入する。

（２）定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に実施する。

（３）いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。

２．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応をとるものとする。

（１）反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

（２）積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する。

（３）あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。

（４）反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス・リスク管理部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

-

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

【模式図(参考資料)】

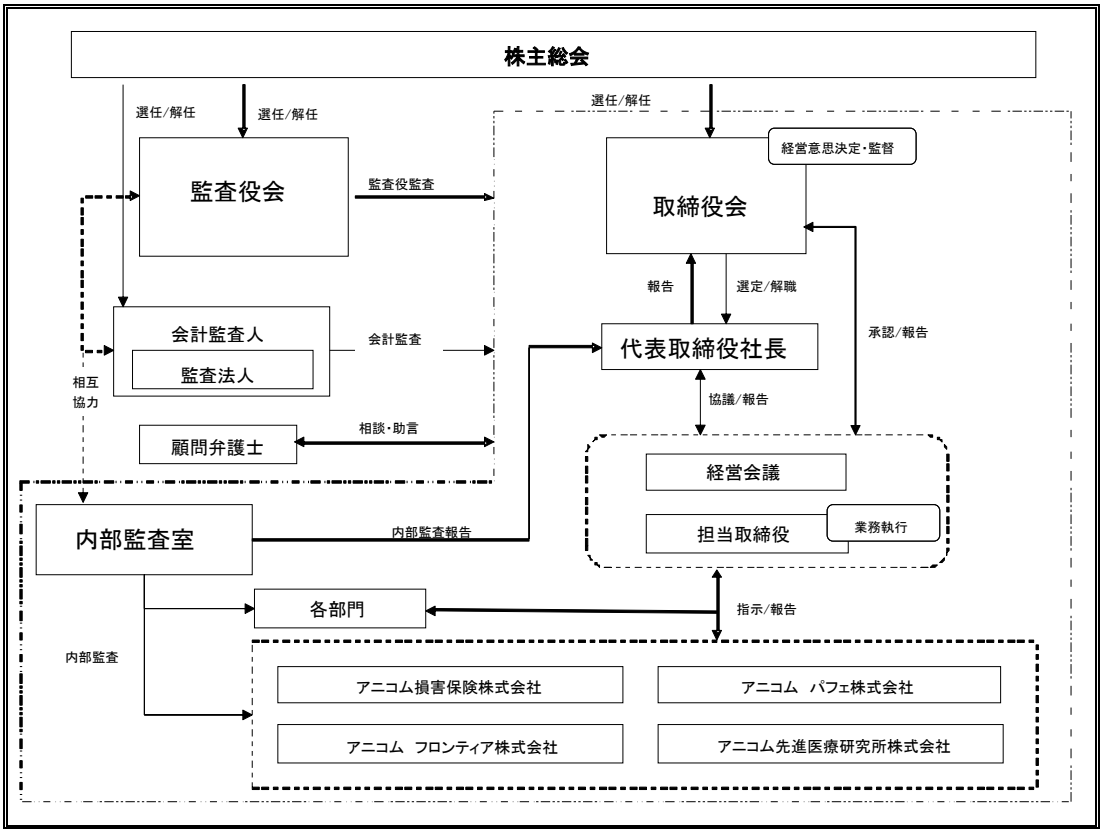

以上